

令和3年度 教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書

令和3年7月

三鷹市教育委員会

目 次

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第1 三鷹市教育委員会の活動の概要	3
1 教育委員会の活動の概要	3
2 教育委員会の「令和2年度 基本方針と事業計画」の概要	3
3 教育委員会の「令和2年度の主な審議案件と活動実績」	4
第2 主要な事務事業の点検・評価	7
1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展（指導課）	9
2 9年間カリキュラムを生かした知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実（指導課）	12
3 適応支援教室の開設と組織的・継続な支援（学務課・指導課）	15
4 教育支援の充実と中学校における「校内通級教室」の開設及び切れ目ない継続的支援（学務課）	16
5 学校における働き方改革の推進（指導課）	18
6 個別最適化された学びの実現に向けた学力等調査の実施及び三鷹教育・子育て研究所の活用（指導課）	20
7 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用（学務課）	22
8 「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と早急な改修工事の実施（総務課）	24
9 快適な学校環境の整備（総務課）	26
10 ICTを活用した教育内容の充実（総務課）	28
11 児童・生徒数の増減への適切な対応（総務課・学務課）	30
12 川上郷自然の村の災害復旧対策事業の実施（総務課）	31
13 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進（図書館）	33
14 図書館システムの更新（図書館）	35
15 西部図書館のリニューアルとサポーター活動の推進（図書館）	36
16 新型コロナウイルス感染症への対応（各課・館）	37
第3 学識経験者の知見の活用	42
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会の開催	42
2 点検・評価に関する学識経験者からの意見	43

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度、その所管する主要な事務事業について「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下「点検・評価」という。）を次のとおり実施する。

なお、点検・評価の実施にあたっては、この点検・評価をより有効なものとするために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとし、学識経験者に対し、その必要に応じて資料、情報等を可能な限り提供するとともに、教育委員会事務局職員との意見交換を行い、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」を求めることとする。

1 点検・評価の目的

- (1) 教育委員会は、毎年度、主要な事務事業について、その取組状況の点検・評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 教育委員会は、点検・評価に関する学識経験者からの意見を聴取することにより、主要な事務事業に関し、その課題解決やより質の高い取り組みの方向性を目指すための知見として活用していく。
- (3) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

前年度の教育委員会の主要事務事業

3 点検・評価の実施方法

- (1) 点検・評価は、前年度の教育委員会の主要事務事業の取組状況を総括するとともに、課題や取り組みの方向性を示すものとし、毎年度 1 回実施する。
- (2) 教育委員会事務局において主要事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の知見の活用をより有効なものとするため開催する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」において学識経験者と教育委員会事務局が十分な意見交換を行った上で、学識経験者の意見を聴取する。
- (3) 教育委員会において点検・評価を行う。
- (4) 点検・評価の結果を取りまとめた報告書を三鷹市議会へ提出するとともに、報告書を市民に公表するものとする。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 三鷹市教育委員会の活動の概要

1 教育委員会の活動の概要

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育に関する事務を処理するために、地方公共団体の長から独立して設置される合議制の執行機関であり、市長が市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員により組織されている。教育長は、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の会議は、原則として毎月第一金曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。定例会では、議案の審議のほか、毎回、教育長報告として各所管部署から行事予定や実績報告を行っている。

また、市立小・中学校の実情を把握するため、新任校長が着任した小・中学校等を対象に学校訪問を実施し、学校経営・授業等に対し指導・助言を行っている。さらに、小・中学校保護者代表との懇談会を開催し、意見交換を行っているほか、学校の研究発表会や学校行事、東京都市町村教育委員会連合会等の各種研修会への参加などの活動を行っている。

2 教育委員会の「令和2年度 基本方針と事業計画」の概要

教育委員会は、教育基本法の実現に向けた責務を自覚し、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱とした学校教育の充実により「目指す子ども像」(※)の実現を目指すとともに、生涯学習社会の実現に向けて、市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習の機会を選択して学び、豊かな心を育み、また学んだことを地域に返し、活動に活かしていくという「学びと活動の循環」の構築を目指す。

また、学校施設を地域に開かれた生涯学習の拠点、地域防災の拠点施設として位置付け、地域と連携した積極的な活用を図るとともに、学校・家庭・地域社会の協働と教育への市民参画を推進する。

施策の推進にあたっては、「第4次三鷹市基本計画(第2次改定)」及び「三鷹市の教育に関する大綱」に掲げる「いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり」、「創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくり」を行政の基本目標とし、「三鷹子ども憲章」(平成20年度制定)の趣旨の徹底を図りながら、「三鷹市教育ビジョン2022(第2次改定)」、「三鷹市教育支援プラン2022(第2次改定)」、「三鷹市立図書館の基本的運営方針(令和2年6月改定版)」、「みたか子ども読書プラン2022(第2次改定)」及び「三鷹市生涯学習プラン2022(第2次改定)」に基づき、市長部局との連携を図りながら、学校教育及び生涯学習の施策を推進するとともに、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の充実を図ることにより、効果的な教育行政を推進する。

(※) 「目指す子ども像」

- 自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- 確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- 規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- 自分の考えをもち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- 国際的な視野とチャレンジする心をもち、積極的に社会や地域に貢献できる人

3 教育委員会の「令和2年度の主な審議案件と活動実績」

令和2年度は、定例会を12回、臨時会を1回開催し、議案40件の審議のほか、定例会においては、教育長報告としてスポーツと文化部を含む各所管部署からの行事予定や実績報告を行った。

令和2年度は、「令和2年度事業計画」、「令和2年度基本方針と事業計画の修正」、「令和3年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択」、「三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定」、「教育政策推進室設置規則の制定」等についての審議や、「令和3年度教育課程編成の重点」、「学習用タブレット端末の利用」、「三鷹のこれからの教育を考える研究会中間報告(案)」等についての協議を行った。

なお、例年開催している教育委員会と市立小・中学校の保護者代表との教育に関する懇談会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送った。

(○は会議の審議案件、●は会議以外の活動)

令和2年

4月	○令和2年度事業計画の承認について ○会計年度任用職員制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について ○三鷹市教育委員会事務専決規程等の一部改正について ●東京都市町村教育委員会連合会常任理事会・理事会 (書面開催)
5月	○令和2年度一般会計補正予算見積書について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱又は任命について ○三鷹市立図書館協議会委員の任命について ○三鷹市社会教育委員の委嘱について ○副校長人事の内申に係る臨時代理の承認について ○職員人事に係る臨時代理の承認について ●東京都市町村教育委員会連合会定期総会 (書面開催) ●関東地区都市教育長協議会総会 (書面開催) ●全国市町村教育委員会連合会定期総会 (書面開催) ●全国都市教育長協議会定期総会 (書面開催) ●関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会理事会・総会 (書面開催)
6月	○三鷹市立図書館の基本的運営方針の改定について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱について

	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱について ●市議会本会議出席（教育長）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度基本方針と事業計画の修正について ○令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）について ○三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について ○三鷹市立図書館協議会委員の任命について ○副校長人事の内申について ●学校訪問（第一中学校） ●教科用図書の採択に伴う協議会 出席 ●東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会 出席 ●市議会臨時会本会議出席（教育長）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度使用中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択について（協議） ○令和3年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択について ○令和2年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認について ●東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会・常任理事会・理事会・理事研修会 出席
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について ○令和2年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認について ●市議会本会議出席（教育長）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市個人情報保護委員会への諮問について ●学校訪問（第七中学校、第五小学校）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度一般会計補正予算見積書について ●教育委員会協議会の開催（令和3年度教育課程編成の重点について、学習用タブレット端末の利用について） ●学校訪問（羽沢小学校） ●市議会本会議出席（教育長）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認について ○職員人事に係る臨時代理の承認について ●市議会本会議出席（教育長） ●第1回総合教育会議 出席 ●学校訪問（中原小学校、井口小学校、第一小学校） ●市町村教育委員会オンライン協議会 出席（オンライン開催）

令和3年

1月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度一般会計予算見積書について ○三鷹市個人情報保護委員会への諮問について
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会協議会の開催（令和3年度一般会計予算見積書について） ●学校訪問（第五中学校） ●東京都市町村教育委員会連合会常任理事会・理事会（書面開催） ●東京都市町村教育委員会連合会第2ブロック研修会 出席（オンライン開催） ●市議会臨時会出席（教育長）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度基本方針の承認について ○令和2年度一般会計補正予算見積書について ○三鷹市個人情報保護委員会への諮問について ○三鷹市立小・中学校卒業式及び入学式に使用する告辞文について（協議） ○校長人事の内申について ○副校長人事の内申について ○学園長及び副学園長の指名について（協議） ○職員の休職に係る臨時代理の承認について ●教育委員会協議会の開催（三鷹のこれからの教育を考える研究会中間報告（案）について、組織改正について） ●東京都市町村教育委員会連合会研修会 出席（オンライン開催） ●市町村教育委員会オンライン協議会 出席（オンライン開催） ●市議会本会議出席（教育長）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育政策推進室設置規則の制定について ○三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定について ○三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正について ○三鷹市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について ○教育長の文部科学省初等中等教育局視学委員の兼職について ○職員派遣に関する協定について ○職員人事について ●市議会本会議出席（教育長） ●教育委員会表彰

第2 主要な事務事業の点検・評価

令和3年度点検・評価対象事業（令和2年度分）は、令和2年度教育委員会「基本方針と事業計画」に記載している事業の中から、以下の15事業とした。また、新型コロナウイルス感染症への取り組み状況について、とりまとめを行った。

No.	事業名	担当課	事業評価		該当ページ
			進捗状況	成果	
1	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展	指導課	A	B	9
2	9年間カリキュラムを生かした知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実	指導課	A	A	12
3	適応支援教室の開設と組織的・継続的な支援	学務課・指導課	A	A	15
4	教育支援の充実と中学校における「校内通級教室」の開設及び切れ目ない継続的支援	学務課	A	A	16
5	学校における働き方改革の推進	指導課	A	A	18
6	個別最適化された学びの実現に向けた学力等調査の実施及び三鷹教育・子育て研究所の活用	指導課	A	A	20
7	学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用	学務課	A	A	22
8	「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と早急な改修工事の実施	総務課	A	A	24
9	快適な学校環境の整備	総務課	A	A	26
10	I C Tを活用した教育内容の充実	総務課・指導課	A	A	28
11	児童・生徒数の増減への適切な対応	総務課・学務課	A	A	30
12	川上郷自然の村の災害復旧対策事業の実施	総務課	A	A	31
13	「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進	図書館	A	B	33
14	図書館システムの更新	図書館	A	A	35
15	西部図書館のリニューアルとサポーター活動の推進	図書館	A	A	36
16	新型コロナウイルス感染症への対応	各課・館	-	-	37

※No. 16 新型コロナウイルス感染症への対応については、事前に目標を設定することが困難であったため、取組状況についてとりまとめを行い、事業評価は行っていない。

点検・評価
個別評価表の見方

令和2年度事業計画の該当箇所を記載

No.11 児童・生徒数の増減への適切な対応

事業を実施する目的や事業実施の背景等を記載

令和2年度事業計画	目標Ⅳ-5	担当課	総務課・学務課
-----------	-------	-----	---------

事業の背景・目的

市内の年少人口については増加傾向が続くことが予想されており、学級数の増加も想定されることから、小学校の普通教室の確保が課題となっている。なお、年少人口増加の要因となる新規の宅地開発や中規模以上のマンション建設は、一定の地域に集中する傾向があり、児童・生徒数の変化にも地域差が生じている。

こうした現状を踏まえ、地域特性を考慮した年少人口の将来予測シミュレーションを行うとともに、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進める。

令和2年度事業計画と関連付けて、令和2年度単年度の目標を記載

令和2年度の取組について

目標	<p>市長部局を含む庁内関係各課と連携し、全市域を対象に住宅開発の動向等を勘案した児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を行い、適切な対応を行う。また、令和2年度から下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地）開発事業への対応方針に基づく、通学区域の変更が適用されることから、円滑な運用に努めるとともに、引き続き当該地域への入居が見込まれることから、その動向について注視していく。</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年少人口の将来予測と、適正な学習環境の確保に向けた検討 	文章で記載した目標について、端的に箇条書きで指標を記載						
取組状況	<p>児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新については、全市域を対象に住宅開発状況等さまざまな要素を勘案した更新を行い、庁内関係各課と連携し、情報共有を図った。また、小学校における35人学級編制が令和3年度から段階的に実施される見込みとなったことから、これらが実施された場合の学級数の変化についても試算を行った。</p> <p>令和2年度から適用された通学区域の変更については、事前にきめ細かな周知を図ったため、円滑に運用されている。下連雀五丁目第二地区については、第一小学校及び第六中学校の通学区域となったことから、PTAや新川宿まちづくり協議会等による協力を得て、児童・生徒の見守りと安全の確保に努めている。</p>	令和2年度の取り組み状況を記載						
事業評価	<table border="1"> <tr> <td>進捗状況に対する評価</td> <td>A</td> <td>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</td> </tr> <tr> <td>成果に対する評価</td> <td>A</td> <td>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</td> </tr> </table>	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等	<p>【進捗状況】 B・Cとした場合は、遅れた理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載</p> <p>【成果】 S、B、Cとした場合はその理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載（達成度 S:100%超、A:90~100%、B:70%~90%未満、C:70%未満または取組方針変更等）</p>
進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）						
成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等						

今後の取組・課題

全市的な児童・生徒数及び学級数の将来推計については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正されたことに伴い、小学校における35人学級編制が段階的に移行することを踏まえた更新を行う。庁内関係各課と連携のうえ、中・長期的な課題を抽出し、適正な学習環境が確保できるよう取り組みを進める。

令和2年度の取組状況を踏まえ、翌年度以降の取組と課題を記載

No.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

令和2年度事業計画

目標Ⅰ-1,2,3 Ⅱ-1

担当課

指導課

事業の背景・目的

三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）を踏まえ、小・中一貫カリキュラムに基づく義務教育9年間の連続性と系統性のある指導の充実を図り、児童・生徒の人間力、社会力及び確かな学力を育む教育の充実と発展を目指す。また、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、学校教育を支援する「コミュニティ・スクール」を基盤とした学校づくりを推進し、学園としての教育力の向上を図る。

さらに、近時の国の法制度の改正を生かし、より一体感のある学園経営と持続可能な「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を推進する。

令和2年度取組について

目標

国の法制度の改正を生かして、より一体感のある学園経営と持続可能な「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を推進する。

- (1) リーフレット、各学園のCSだより等を活用し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の取り組みを保護者・地域関係者に幅広く周知する。
- (2) 学園・学校での教育活動の成果を検証し、改善を絶えず行えるよう、自律的な学園・学校経営の推進に向けた学校評価・学園評価の計画的な実施を図る。
- (3) コミュニティ・スクール委員会会長等を対象とした「コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会」や「学園長とコミュニティ・スクール会長・副会長との合同連絡会」を活用し、学園間の交流・連携の推進を図るとともに、協議の活性化に向けた熟議等を推進する。
- (4) 地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するため、学園やコミュニティ・スクール委員会の広報活動及び「学校支援者養成講座」等、三鷹ネットワーク大学と連携した研修機能を充実する。
- (5) 「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づく小・中一貫教育の充実により、学園として一体感のある教育を推進する。
- (6) スクール・コミュニティ推進員（地域学校協働活動推進員）を拡充配置するとともに、統括スクール・コミュニティ推進員を中心に学校と学校支援ボランティアとの調整機能を強化し、コミュニティ・スクールとしての事務局的な機能の充実を図る。

<目標指標>

- ・スクール・コミュニティ推進員の配置を5学園から全7学園に拡充
- ・学校支援ボランティアの参加者数の増加 26,000人
- ・市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加 80%
- ・全学園での学園カレンダーの作成

取組
状況

- (1) コミュニティ・スクールに関する「リーフレット」や各学園のコミュニティ・スクールだより、コミュニティ・スクールガイド等を活用した積極的な広報活動を行い、保護者や地域関係者への幅広い周知を図った。
- (2) 前年度の各学園の評価・検証報告（学園運営、教育活動等の成果や課題と改善策等）のまとめを予定どおり6月に公表し、コミュニティ・スクール委員会等で情報提供を行った。校長会や学園長会議等での進捗状況の確認により、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価を活用した学校評価・学園評価を計画どおり実施・公表するとともに、改善策などを学園の教育計画等へ反映した。
- (3) 持続可能で発展的なコミュニティ・スクールの体制支援のために、「コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会」、「学園長とコミュニティ・スクール会長・副会長との合同連絡会」をそれぞれ開催し、学園間の横の連携を図るために、これまでの振り返りや課題の共有、情報交換等を行った。
- (4) 12月に、三鷹ネットワーク大学機構連携事業「学校支援者養成講座（CS委員対象講座）」を実施した。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインによる開催とするとともに、内容をオンライン会議の運営におけるファシリテーター講座とした。令和2年度からコミュニティ・スクール委員会の会議をオンラインでも参加可能としていることもあり、今後のコミュニティ・スクール委員会会議をオンラインでも活発にできるような工夫を学ぶ機会とすることができた。
- (5) 「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づく小・中一貫教育の充実に向けて、「三鷹市立学校小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の指導効果を一層高めるため、すべての学園において、各学園の実態を踏まえた「学園版カリキュラム」を作成、学校・地域・保護者と共有・連携する中で、小・中一貫教育の充実と学園として一体感のある教育を推進した。
- (6) スクール・コミュニティ推進員の拡充配置（全7学園）や、スクール・コミュニティ推進員のリーダー的役割を担う統括スクール・コミュニティ推進員の積極的な活動により学校と学校支援ボランティアとの調整機能のさらなる強化を図った。
- (7) 学園や地域の行事が入った、学園・地域全体で活用できる学園カレンダーを全学園で作成することで、コミュニティ・スクールの更なる充実を図った。
- (8) 市立小学校卒業者の市内公立中学校への進学者数割合は、80.4%（前年度比1.1ポイント増）となった。学校支援ボランティア登録者数2,972名で前年度比716名増となったものの、新型コロナウイルス感染症予防対策のための事業減等により、延べ参加者数14,472名で前年度比11,279名減となった。

事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に に対する評価	B	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を生かして、学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会に一本化したことに伴い、より一体感のある学園運営や教育活動のさらなる充実・発展を図る。学園及び学校の運営と必要な支援に関して一定の権限をもつ協議機関として7つの学園に設置したコミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図り、保護者や地域の意向が学園・学校運営に、より一層反映されるように支援する。

地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するとともに、学園、学校、コミュニティ・スクール委員会の活動の意義、内容、成果等の情報発信を充実し、地域の理解を深め、学校支援者の拡大を図る。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校支援ボランティアの活動実績が大幅に減少してしまっているが、スクール・コミュニティ推進員のリーダー的存在である統括スクール・コミュニティ推進員を中心に、全学園に配置したスクール・コミュニティ推進員とともに学校と学校支援ボランティアとの調整機能の更なる強化を図っていく。

三鷹市のこれからの教育の中核となるスクール・コミュニティの創造に向けて、地域で横断的な活動を進めるため、スクール・コミュニティ推進委員会（仮称）を設置する。また、令和3年度に「三鷹教育フォーラム2021」を開催し、三鷹市のこれからの教育の中核となるスクール・コミュニティの創造について発信する。さらに全国コミュニティ・スクール連絡協議会の全国大会との同時開催とすることで、他の自治体との情報交換や課題解決のための議論を行い、コミュニティ・スクールの取り組みを一層充実・発展させる。

No.2 9年間カリキュラムを生かした知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実

令和2年度事業計画

目標Ⅱ-2

担当課

指導課

事業の背景・目的

「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導の推進を図る中で、知・徳・体の関連に配慮しながら、様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「生きて働く知識・技能」の習得を図るとともに、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」等の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養を目指し、新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導の改善を図る。

令和2年度の取組について

目標

- (1) 確かな学力の育成
 - ・小・中一貫カリキュラムに基づく連続性と系統性を明確にした「主体的・対話的で深い学び」の実現
 - ・新学習指導要領に対応した指導力を身に着けるための小学校外国語（英語）の教員研修の実施
 - ・ICT活用推進モデル校（井口小）による、小・中一貫カリキュラム（ICT教育）に基づくICT活用を通じた「主体的・対話的で深い学び」の研究と成果の共有
 - ・みたか地域未来塾事業の推進と参加児童・生徒、保護者へのアンケートの実施
- (2) 豊かな心の育成
 - ・「特別の教科 道徳」における「考え、議論する道徳」の実施及び指導・評価の充実・改善
 - ・道徳授業地区公開講座の充実と学校・家庭・地域連携の道徳教育の推進
- (3) 健やかな体の育成
 - ・オリンピック・パラリンピック教育推進委員会による先進事例や効果的実践の共有と児童・生徒の体力向上
 - ・各校の体力調査上の課題に基づくオリンピック・パラリンピック教育、一校一取組、一学級一実践運動の実施、日常的な体育指導の改善
- (4) 臨時休校により影響を受けた学習への対応

新型コロナウイルス感染拡大を防止するための臨時休校により影響を受けた学習内容について、教育課程の再編成とともに、学習内容の十分な定着に向けた個別指導やICTを活用した指導の充実を図る。

<目標指標>

 - ・小・中一貫カリキュラム及び「三鷹『学び』のスタンダード」を活用した指導課（指導主事、教育アドバイザー等）による学校指導・助言回数

	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員の指導力向上に向けた外国語(英語)研修実施 ・ICT教育に係る研修会の実施 ・みたか地域未来塾事業の推進 ・道徳教育推進委員会の実施 ・中学校体育教員の専門性を活かした小学校体育指導の充実(乗り入れ、研修等) ・オリンピック・パラリンピック教育推進委員会における先進事例の共有 ・児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用した効果的指導のための研修の実施
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・指導課訪問(11回)及び訪問指導(136回)、若手教員育成研修(1年次から3年次)及び中堅教諭等資質向上研修において、小・中一貫カリキュラム及び「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の授業改善の視点を取り入れた指導・助言を行った。全校の教員が「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を活用した学習指導の改善・充実を年間の目標として自己申告書に記載するとともに、年間を通して、管理職による授業観察や指導・助言等を行った。 ・小学校教員対象の外国語(英語)研修を実施し、指導力向上を図った。また、各学園及び三鷹市立小・中学校教育研究会等の研修の場において、授業で使用する英語や指導方法について中学校外国語(英語)教員から助言を得て、小学校教員の指導力の向上を図った。 ・ICT教育推進委員会を開催し、学校でのタブレット端末の活用について模範授業を行った。「プログラミング教育の手引き(第2版)」について研修を行い、各校で共有できるように指導した。 ・小・中一貫カリキュラム(ICT教育)に基づくICT活用を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、ICT活用推進モデル校(井口小)の実践について、ICT教育推進委員会をとおり、各学校に推進を図った。 ・児童・生徒が家庭でオンライン学習ができる自律学習応援プログラムの提供を臨時休校期間中の4月から開始し、11月まで運用した。 ・みたか地域未来塾事業を実施するとともに、児童・生徒、保護者アンケート調査を行うことで、学習時間の増加や学習意欲の向上を確認できた。 ・若手教員育成研修において「特別の教科 道徳」について研修を行うとともに、指導課訪問において指導・助言し、授業改善を図った。 ・道徳教育推進委員会を実施し、効果的指導及び評価について共有を図った。 ・道徳授業地区公開講座において、意見交換会等を実施し、家庭・地域と連携した「社会に開かれた教育課程」の実現を図った。 ・中学校体育教員による小学校体育乗り入れや、小学校体育指導の充実を図った。 ・オリンピック・パラリンピック教育推進委員会を実施し、各学校の取組の共有を図った。 ・6月に三鷹市立小・中学校教育研究会各教科部により、学校再開後の年間指

	<p>導計画を作成し、学習内容の重点化を図るとともに、土曜授業を実施しながら、児童・生徒の学習の充実を図った。また、今後の緊急時における学びの機会の保障に向けて、児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用したオンライン授業等、指導の工夫を図った。</p> <p>・児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用した効果的指導の推進を図るため、7月に三鷹GIGAスクール構想研究推進事業を立ち上げ、ハイブリッド型学習（オンラインと対面授業を融合した学習形態）や実践事例の研究開発、教員による学習動画の開発や活用方法の研究を実施した。また12月には、学園ごとに教員対象の悉皆研修を実施した。</p>		
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
<p>今後の取組・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に図りながら、令和2年度に整備した児童・生徒1人1台タブレット端末を活用し、「主体的・対話的で深い学び」及び「個別最適な学び」の実現に向け、小・中一貫カリキュラム（ICT教育）に基づきICTの効果的な活用を推進する。 ・「特別の教科 道徳」においては、全ての教員が児童・生徒に「考え、議論する道徳」の授業を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることができるようになる。 ・市長部局とも連携しオリンピック・パラリンピック教育を展開し、オリンピック開催後のレガシーとなる取り組みを実施する。 			

No.3 適応支援教室の開設と組織的・継続的な支援

令和2年度事業計画

目標Ⅱ-4

担当課

学務課・指導課

事業の背景・目的

長期欠席傾向にある児童・生徒への組織的・計画的な支援を行うため、令和元年度に整備した第一中学校、教育センターの一室を活用し、令和2年度に「適応支援教室（A-Room）」を開設する。A-Roomでは、在籍校と連携しながら、個に応じた支援を行うとともに、学習機会を保障することにより、自己の進路を主体的に捉え、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援する。

令和2年度の取組について

目標	長期欠席傾向にある児童・生徒への組織的・計画的な支援を行い、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援する。 <目標指標> ・令和2年度の正式入室者の増（令和元年度末に各学校が把握した入室を希望する見込人数：小学生15人、中学生40人、合計55人）		
取組状況	令和2年度「適応支援教室A-Room」を開設し、市立小・中学校の臨時休業期間が終了した6月から支援を開始した。個に応じた支援を行うため、在籍校、児童・生徒、保護者及びA-Roomが連携して「支援の方針」を作成した。組織的・計画的な支援を行うことで、児童・生徒の学習機会を保障するとともに、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援を行った。 令和2年度A-Roomの利用人数は小学生12人、中学生57人、合計69人となり、そのうち正式入室したのは、小学生8人、中学生45人、合計53人となった。いずれも、学習や興味のあることに主体的に向かう、目標や進路を主体的に考え、それに向かった行動がとれるようになる等、社会的自立に向けた改善が見られた。		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
			A:目標を達成できた

今後の取組・課題

令和3年度は、発達段階に応じたきめ細かな支援を行うため、施設を拡張するとともに、人員体制を拡充し、支援する児童・生徒の規模に適した環境の整備及び組織体制の強化を図る。また、小・中一貫して配置しているスクールソーシャルワーク機能を担う市スクールカウンセラーを活用し、支援が必要な児童・生徒の的確な把握に努める。さらに在籍校と連携しながら、長期欠席傾向にある児童・生徒に対して学習機会を保障し、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援を行う。

No.4

教育支援の充実と中学校における「校内通級教室」の開設及び切れ目ない継続的支援

令和2年度事業計画

目標Ⅱ-5

担当課

学務課

事業の背景・目的

三鷹市教育支援プラン2022(第2次改定)に基づき、様々な子どもの状況に応じたきめ細かな教育支援の充実を図り、障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援する。一人ひとりのニーズに応えられる教育支援を推進し、0歳からの教育支援が行えるよう、総合教育相談室の相談・派遣等の機能を充実し、福祉・保健・医療等諸機関との連携、相談、支援体制を強固にしていく。

令和2年度の取組について

目標

- (1) 個別指導計画・個別の教育支援計画ガイドラインを周知する研修を実施し、乳幼児・児童・生徒等の一人ひとりのニーズに応じた支援を推進する。確かな行動観察とアセスメントに基づく計画の作成を行い、活用を図る。
 - (2) 継続した支援と生徒の特性に応じた指導と支援を行うため、令和2年度から市立中学校全7校が「校内通級教室」に移行し、巡回指導を開始する。
 - (3) 教育支援推進委員会を開催し、教育支援プラン2022(第2次改定)の推進状況を検証する。
 - (4) スクールソーシャルワーク機能を有する教育相談員、就学相談員、市配置のスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者への小・中一貫した的確な相談や支援を継続的に実施し、三鷹市子ども家庭支援センター及び子ども発達支援センター等福祉・保健・医療機関との連携、相談、支援体制を強化する。
 - (5) 令和2年度から連携支援コーディネーターを配置し、就学前から学齢期以降まで切れ目ない継続的な支援を行う。
- <目標指標>
- ・校内通級教室において指導の対象となる児童・生徒の数 (在籍児童・生徒数の3%程度)

取組状況

- (1) 個別指導計画は、小学校で6.3%(平成19年度から前年度までの平均5.2%)の児童、中学校で3.6%(同平均3.3%)の生徒に対して作成し、支援が必要な児童・生徒の指導の目標や内容、配慮事項などについて、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を進めることができた。個別の教育支援計画についても内容の充実が見られ、各校の教育支援コーディネーターが、「学習・行動面のチェックシート」等の活用による実態把握を教員に呼びかけ、校内委員会として取り組んだ成果が見られた。
- (2) 令和2年度から全市立中学校が「校内通級教室」に移行し、巡回指導を開始した。小・中継続した指導体制を確立したことにより、児童・生徒に必要な指導と支援が進み、行動のコントロールや対人関係面での成果が見られた。年間11回の通級支援委員会を開催し、各校における児童・生徒の課題発見、行動観

No.5 学校における働き方改革の推進

令和2年度事業計画

目標Ⅲ-2

担当課

指導課

事業の背景・目的

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、国や都の施策と連動しながら、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、三鷹市の学校教育の質の維持・向上を図る。

- ①教員が担うべき業務に専念できる環境の整備（学校マネジメント強化モデル事業の拡充やスクール・サポート・スタッフの配置など人員体制の整備など）
- ②教職員の意識改革（タイムマネジメント、学校閉庁日や退校目標時間設定等）
- ③部活動の適正化（運営方針に基づく部活動の実施、部活動指導員の拡充、部活動休養日の設定等）

を柱とした諸施策を地域・保護者の理解を得ながら学校とともに総合的に推進し、教員の最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整え、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のより一層の充実を図る。

令和2年度の取組について

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立学校における働き方改革プラン」や同推進会議での協議内容に基づき、国や東京都の施策と連動しながら、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できるような環境の整備を進めていく。 ・国や東京都の補助金等を活用し、副校長業務支援員や部活動指導員などの専門スタッフを増員配置することで、更なる環境整備を図っていくとともに、教員自身の意識改革を推進し、タイムマネジメント力の向上を進めていく。 ・学校行事の見直しや年次有給休暇の取得促進、学校閉庁日の継続実施など、地域・保護者の理解を得ながら総合的に各施策を実施していく。 <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定 ・部活動指導員の拡充 各中学校2人から3人へ増 ・副校長業務支援員配置校 全7学園への配置 ・教員の在校等時間の適切な管理
----	---

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教員の意識改革を推進し、タイムマネジメント力の向上を図った。 ・部活動指導員の拡充及び副校長業務支援員の全7学園への配置により、教員が担うべき業務に専念できるよう環境の整備を行った。 ・校務支援システムによる在校時間の把握や学校閉庁日の設定等により、教員の在校時間の適切な管理が行われた。 ・教員の平均時間外在校等時間については、臨時休校の影響等により、前年度比で小学校は5.6%減、中学校は13.6%減となった。 ・臨時休校に伴う学校行事の日程変更や、感染症対策を踏まえた指導や作業の増
------	---

	加等、教育活動の見直しを迫られ、学校再開後の教員の負担は増加したが、スタッフやボランティアを活用し、安全で充実した教育活動を継続できた。		
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題			
<p>令和3年度も引き続き、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、国や東京都の施策と連動しながら、副校長業務支援員や部活動指導員などの専門スタッフを積極的に活用することで、教員が教務に専念できる環境の整備、教員の意識改革を推進し、学校教育の質を高めていく。</p> <p>令和2年度に策定した「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を踏まえ、産業医を選任し、長時間労働への面接指導や保健指導等を行うなど、労働安全衛生管理体制を強化することで、組織的に教職員の健康確保を図っていく。</p>			

No.6 個別最適化された学びの実現に向けた学力等調査の実施及び三鷹教育・子育て研究所の活用

令和2年度事業計画

目標Ⅱ-2 Ⅲ-3

担当課

指導課

事業の背景・目的

令和2年度より、市学力テスト（小学生は「国語・算数」の2教科、中学1年生は「国語・数学」の2教科、中学2・3年生は「国語・数学・英語」の3教科）を実施し、経年で個人の学力状況を把握し、児童・生徒一人ひとりに応じたよりきめ細やかな指導により、児童・生徒一人ひとりの学力を伸ばすとともに、児童・生徒質問紙調査結果から非認知能力や学習方略などの学力の決定要因を把握し、個別最適化された学びの実現を目指す。学級全体の伸びから、学級・教員の効果的な取組を把握し、市及び学校で共有を図る。

また、「三鷹教育・子育て研究所」のシンクタンク機能を活用し、「三鷹のこれからの教育を考える研究会」から提言を受け、これからの時代を見据えた新しい教育課題への対応と、今後の個別最適化された学びの実現に取り組む。

令和2年度の取組について

目標	(1) 市学力テスト ・小学校4年生から中学校3年生までを対象とし、学力テストを実施 ・個人の学力及び、非認知能力や学習態度等を把握する。 ※令和2年度は調査初年度のため、伸びの測定は令和3年度以降 (2) 三鷹教育・子育て研究所の活用 ・個別最適化された学びの実現に向けて、「三鷹のこれからの教育を考える研究会」を活用し、個別最適化に向けた三鷹の教育の実現を目指す。 <目標指標> ・市学力テスト実施のねらいや、結果の活用について、教員への周知 ・「三鷹のこれからの教育を考える研究会」からの意見等の活用		
	取組状況	・新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休校のため、4月に実施を予定していた市学力テストを7月15日に遅らせて実施した。 ・市学力テスト結果の活用についての研修会を校長及び教員向けに外部講師を招き実施するとともにWeb配信した。 ・「三鷹のこれからの教育を考える研究会」を6回開催し、個に応じた一人ひとりを大切にする教育や、探究的な学び等、三鷹のこれからの教育についての議論を重ねるとともに、2月には中間報告として提言を受け、校長会等を通じて各教員への周知を図った。	
事業評価		進捗状況に対する評価	A
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
			A:目標を達成できた

今後の取組・課題

- ・令和3年度は、市学力テスト結果の経年変化を把握し、児童・生徒の学習状況及び、教員の指導や学級経営の改善を図る。
- ・「三鷹のこれからの教育を考える研究会」の提言を受け計画した、「探究学舎」と協働して実施する「探究カンファレンス」により、一人ひとりを大切にする教育の実現に向けて取り組んでいく。

No.7 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

令和2年度事業計画

目標Ⅳ-1

担当課

学務課

事業の背景・目的

学校給食の充実と効率的運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託の拡大を推進し、全校委託に向けて実施する対象校の検討・決定を行うとともに、引き続き学校給食による食育の推進と調理施設・設備などの改善を行う。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」において課題の把握と改善に向けた検討を行う。

市内産の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより新鮮でおいしい給食を提供するとともに地産地消を促進し、市内産野菜の活用を推進する。

令和2年度の取組について

令和3年4月から給食調理業務委託を開始する高山小、委託の開始・更新から5年目の更新時期を迎える第二小、井口小、羽沢小、第七中について、事業者の選定を行う。また、令和2年度新たに給食調理業務の民間委託を実施する第三小及び既委託実施校について、実施状況の把握を行う。

市内産野菜の活用については、「三鷹産野菜の日」を実施し、食育の推進、地産地消の促進を図るとともに、子どもたちが地域について学ぶ機会とする。また、市長部局が令和2年度に創設した「学校給食市内産農産物活用事業補助金」を有効に活用し、地産地消の取り組みを推進することで、使用率の向上に努める。

<目標指標>

- ・新規民間委託 1校

目標

第三小学校の給食調理業務委託を令和2年4月から開始し、委託実施校は19校となった。また、令和3年度から委託開始予定の高山小学校と、委託から5年目の更新時期を迎える第二小、井口小、羽沢小、第七中の事業者を選定した。委託実施校(19校)においては、保護者、学校、委託事業者、教育委員会事務局で構成する「学校給食運営協議会」を各校で開催し、良好に学校給食が運営されていることを確認した。

取組状況

学校給食における市内産野菜の使用率向上の取り組みについては、今年度も全市立小・中学校で「三鷹産野菜の日」を実施し、児童・生徒や保護者に向けて学校給食における地産地消の取り組みの周知を図った。市立小・中学校における臨時休業の実施に伴い、給食の再開は6月以降となったものの、市内産野菜が多く出回る旬の時期を意識した献立を作成するなど、より多くの市内産野菜が使用できるよう各校が工夫を重ね、補助金を積極的に活用しながら使用率のさらなる向上を図った。

事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

学校給食調理業務の委託化については、令和3年4月から高山小学校で委託を開始し、委託実施校は20校となる。委託実施校については、学校給食運営協議会等の場で業務の運営状況を確認するとともに、令和4年度から新たに給食調理業務を開始する学校及び5年目の更新時期を迎える学校の事業者選定に向けた準備を進めるなど、引き続き学校給食の充実と運営の安定化を図る。

市内産野菜については、補助金の活用に関する効果や課題等を検証し、さらなる使用率の向上に向けた具体的な取り組みについて、関係機関等と協議していく。

No.8 「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と早急な改修工事の実施

令和2年度事業計画

目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害時に地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、学校施設の早急な改修工事を行うとともに、今後の改修を計画的かつ効果的に進めるため、学校施設長寿命化計画（仮称）の策定に取り組む。

令和2年度の取組について

令和3、4年度の改修工事に向けて、第五小学校大規模改修工事の実施設計を行う。また、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくため、平成30年度に実施した施設の健全性・劣化状況等の老朽化対策調査の結果を基に、「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定に取り組む。

目標 <目標指標>

- ・第二中学校南校舎屋上防水改修等工事の完了
- ・第五小学校の大規模改修工事実施設計の完了
- ・「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定に向けた取組

第二中学校南校舎屋上防水改修等工事については、予定どおり改修工事を完了した。

第五小学校大規模改修工事については、令和3年度の改修工事実施に向けて、現場調査を実施し学校との協議を重ねながら、実施設計を完了することができた。なお、屋上防水、外壁改修、建具改修、照明改修に加え、出入口スロープの設置等に取り組む、安全で快適な教育環境の整備を図る。

「学校施設長寿命化計画（仮称）」については、「三鷹市防災都市づくり方針」を踏まえ、「新都市再生ビジョン（仮称）」に含めて策定することとし、取り組みに着手した。

あわせて、「三鷹市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画として、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図りつつ、適正な長寿命化、改修・建替えに取り組むとともに、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とした「三鷹市学校施設整備計画」を策定した。

事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

令和3年度は、今回の実施設計に基づき第五小学校大規模改修工事を実施するとともに、早急な対応が必要な箇所として、第二中学校大規模改修工事に向けた設計業務を実施する。

また、「三鷹市学校施設整備計画」に基づき、学校施設の適正な改修・建替えに取り組むとともに、「三鷹市防災都市づくり方針」を踏まえ、令和4年度策定予定の「新都市再生ビジョン（仮称）」において、「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定に向けて取り組む。

No.9 快適な学校環境の整備

令和2年度事業計画

目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校トイレについては、洋式化率の低い学校から順次、洋式化、床のドライ化、バリアフリー化に取り組むことを基本とし、平成29年度に羽沢小学校（校舎Ⅰ期・体育館）、平成30年度に羽沢小学校（校舎Ⅱ期）、第六小学校（北校舎）、第六中学校（校舎）、令和元年度に中原小（校舎Ⅰ期）、井口小学校（校舎・体育館）、第七中学校（校舎）、第四小学校（体育館）、第六小学校（体育館）において改修工事を行い、当初46.6%であった洋式化率は、58.2%に上昇している。また、空調設備については、平成29年度に全小中学校の普通教室及び特別教室への整備率は100%を達成し、平成30年度からは、老朽化した空調設備の更新を推進している。

引き続き、計画的なトイレ改修、空調設備改修に取り組むとともに、夏季の熱中症対策、避難所としての機能強化を図るため、体育館への空調設備の整備を推進し、児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備する。

令和2年度の取組について

学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化の推進として、第五小学校（西校舎・体育館）、中原小学校（校舎Ⅱ期）、第一中学校（体育館）、第四中学校（校舎Ⅰ期）の改修工事を実施する。

また、老朽化した空調設備の更新として、高山小学校の空調設備改修工事（校舎Ⅰ期）、第三中学校の空調設備改修（校舎Ⅱ期）工事を実施するとともに、夏季の熱中症対策を含めた環境整備、避難所としての機能強化を図るため、9小中学校の体育館への都市ガス方式による空調設備機器の設置を進め、快適な学校環境を整備する。

なお、工事にあたっては、国や東京都の補助金制度を活用し、財源確保に努める。

<目標指標>

- ・第五小学校（西校舎・体育館）中原小学校（校舎Ⅱ期）、第一中学校（体育館）、第四中学校（校舎Ⅰ期）のトイレ改修工事の完了
- ・高山小学校（校舎Ⅰ期）、第三中学校（校舎Ⅱ期）の空調設備改修工事の完了
- ・第五小学校、第六小学校及びすべての中学校の体育館への空調設備整備の完了

取組状況

学校トイレの改修については、第五小学校（西校舎・体育館）、中原小学校（校舎Ⅱ期）、第一中学校（体育館）、第四中学校（校舎Ⅰ期）を設計どおりに完了し、洋式化率は63.7%となり快適な学校環境の整備を推進した。

空調設備の更新、整備については、高山小学校の空調設備改修工事（校舎Ⅰ期）、第三中学校の空調設備改修工事（校舎Ⅱ期）を設計どおりに完了するとともに、

	<p>第五小学校、第六小学校及びすべての中学校の体育館への都市ガス方式による空調設備機器の設置を完了した。</p> <p>なお、工事にあたっては、国や東京都の補助金制度を活用し、財源確保に努めた。</p>		
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に に対する評価	A	<p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>
<p>今後の取組・課題</p> <p>令和3年度は、学校トイレの洋式化等については、第六小学校（中央校舎）、北野小学校（校舎）、第四中学校（校舎Ⅱ期）において改修工事を実施する。</p> <p>また、空調設備の更新については、高山小学校（Ⅱ期）工事、第一小学校設計を実施するとともに、体育館の空調設備については、令和3年度までに都市ガス、LPガス、電気の分散型熱源の考え方に基づき、すべての小、中学校への整備を実施する。</p>			

No.10 ICTを活用した教育内容の充実

令和2年度事業計画

目標Ⅳ-4

担当課

総務課・指導課

事業の背景・目的

平成30年度の教育ネットワークシステム更新により導入したタブレット端末や授業支援アプリケーションの利用促進を図るとともに、今後のICT環境を見据え、短焦点プロジェクト等のICT環境を拡充したICT活用推進モデル校の取り組みを活かし、「主体的・対話的で深い学び」を実現する効果的な活用に向けたICT活用研修や学識経験者等によるICT活用支援、授業研究を推進し、教育内容の充実を図る。

更新後の学校図書館システムについて、円滑にサービス利用を行い、学校図書館の効果的な活用の促進を図る。

小学校におけるプログラミング教育の必修化に伴い、プログラミング教育を推進する。一人ひとりの児童・生徒に対して個別最適化された学びの実現に向けた取り組みを推進する。

令和2年度の取組について

<p>目標</p>	<p>教員のICT利活用を促進し、教育内容の充実を図るため、ICT活用研修及び学識経験者等によるICT活用支援を行う。</p> <p>学校図書館システムの更新で機能拡張された、小・中学校の在籍期間の読書履歴の把握や小学校の教科書単元による図書検索機能などにより、更なる学校図書館の効果的な活用の促進を図る。</p> <p>小学校におけるプログラミング教育の推進のため、タブレット端末を活用したプログラミング教材の導入を行う。</p> <p>児童・生徒が授業でつまずきやすいポイント等について、教員による動画教材の作成が可能となるよう、各小・中学校へ動画作成環境の整備を行う。</p> <p>児童・生徒1人1台タブレット端末の整備と校内LANの増強整備を行う。</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用研修及び学識経験者等によるICT活用支援の実施 ・学校図書館システムの研修及び円滑なサービス利用の実施 ・小学校におけるプログラミング教材の導入 ・各小・中学校への動画作成環境の導入 ・児童・生徒1人1台タブレット端末の整備と校内LANの増強整備の実施
<p>取組状況</p>	<p>ICT活用研修については新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施を見送り、学識経験者によるICT活用支援については、ICT活用推進モデル校(井口小)及び第一小にてそれぞれ2回ずつ実施し、ICT機器を活用した主体的・対話的で深い学びを実現するための講習やオンラインを活用した授業開発をテーマに講習を実施した。</p> <p>更新後の学校図書館システムについては4月から利用を開始し、小・中学校の在籍期間の読書履歴の把握や小学校の教科書単元による図書検索機能などの拡張された機能により、更なる学校図書館の効果的な活用の促進を図った。</p>

		<p>小学校におけるプログラミング教育の推進のため、タブレット端末を活用したプログラミング教材の導入・活用を行った。</p> <p>児童・生徒が授業でつまずきやすいポイント等について、教員による動画教材の作成が可能となるよう、各小・中学校へ動画作成環境の整備を行った。</p> <p>全児童・生徒が家庭でオンライン学習ができる環境を整備するため、学校に配備しているタブレット端末やモバイルルータ、東京都から借用したタブレット端末を必要な家庭に11月まで貸与した。</p> <p>児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備と校内LANの増強整備を行い、全校で1月からの利用を開始するとともに、校内LAN及び校内のインターネット環境の増強整備を3月までに完了した。</p> <p>教員や児童・生徒がタブレット端末を円滑に利活用できるよう、東京都の補助制度を活用し、1月から各学園単位で1名、学校数が多い連雀学園については、2名体制で端末導入支援員を配置した。</p>	
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に に対する評価	A	<p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>
<p>今後の取組・課題</p> <p>教育ネットワークシステム基盤の更新に向け、今後のICT環境を見据え、国及び他自治体の動向を確認しながら、今後のシステムの方向性を検討する。</p>			

No.11 児童・生徒数の増減への適切な対応

令和2年度事業計画

目標Ⅳ-5

担当課

総務課・学務課

事業の背景・目的

市内の年少人口については増加傾向が続くことが予想されており、学級数の増加も想定されることから、小学校の普通教室の確保が課題となっている。なお、年少人口増加の要因となる新規の宅地開発や中規模以上のマンション建設は、一定の地域に集中する傾向があり、児童・生徒数の変化にも地域差が生じている。

こうした現状を踏まえ、地域特性を考慮した年少人口の将来予測シミュレーションを行うとともに、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進める。

令和2年度の取組について

目標	<p>市長部局を含む庁内関係各課と連携し、全市域を対象に住宅開発の動向等を勘案した児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を行い、適切な対応を行う。また、令和2年度から下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地）開発事業への対応方針に基づく、通学区域の変更が適用されることから、円滑な運用に努めるとともに、引き続き当該地域への入居が見込まれることから、その動向について注視していく。</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年少人口の将来予測と、適正な学習環境の確保に向けた検討 		
取組状況	<p>児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新については、全市域を対象に住宅開発状況等さまざまな要素を勘案した更新を行い、庁内関係各課と連携し、情報共有を図った。また、小学校における35人学級編制が令和3年度から段階的に実施される見込みとなったことから、これらが実施された場合の学級数の変化についても試算を行った。</p> <p>令和2年度から適用された通学区域の変更については、事前にきめ細かな周知を図ったため、円滑に運用されている。下連雀五丁目第二地区については、第一小学校及び第六中学校の通学区域となったことから、PTAや新川宿まちづくり協議会等による協力を得て、児童・生徒の見守りと安全の確保に努めている。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた</p> <p>C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
事業評価	成果に対する評価	A	<p>S:目標を上回る成果を得た</p> <p>A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた</p> <p>C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>

今後の取組・課題

全市的な児童・生徒数及び学級数の将来推計については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正されたことに伴い、小学校における35人学級編制が段階的に移行することを踏まえた更新を行う。庁内関係各課と連携のうえ、中・長期的な課題を抽出し、適正な学習環境が確保できるよう取り組みを進める。

No.12 川上郷自然の村の災害復旧対策事業の実施

令和2年度事業計画

目標Ⅳ-6

担当課

総務課

事業の背景・目的

令和元年10月12日の台風第19号の大雨により、施設背面の山地で発生した土石流によって、川上郷自然の村の体育館及び多目的広場（グラウンド）等が浸水し、土砂流入等の被害が発生した。

市立小・中学校の自然教室を実施する校外学習施設・市民レクリエーション施設である当該施設の迅速かつ効率的な復旧をめざし、令和元年度に実施した応急対策に引き続き、財源確保を図りながら、体育館、多目的広場（グラウンド）及び体育館エレベーターの本格的な原状復旧工事を実施する。

令和2年度の取組について

目標	<p>体育館及び多目的広場（グラウンド）の原状復旧作業について、内容、期間等を踏まえつつ、自然教室や市民利用に支障を来さないよう、できる限り早期の復旧をめざすため、概算発注・精算方式（設計業務並行）により実施する。体育館エレベーター改修工事については、既存機器の撤去・入替のため、仕様発注による契約により実施する。</p> <p>事業費については、東京都補助金を活用するとともに、全国市有物件災害共済会の災害共済金を活用し、財源確保を図る。</p> <p>事業実施に当たっては、指定管理者、事業者と緊密な連携に努め、令和2年12月までの完了を目標とする。</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月までに原状復旧工事を完了 		
	取組状況	<p>5月から8月にかけて、各工事及び設計監理業務の契約を締結し、順次復旧作業を開始した。指定管理者及び事業者と密に連絡を取りながら工事を実施し、体育館復旧工事は11月、多目的広場（グラウンド）等復旧工事及び体育館エレベーター改修工事は12月に完了し、令和3年1月1日付で体育館、多目的広場（グラウンド）及び体育館エレベーターの使用を再開した。</p> <p>事業費については、東京都及び全国市有物件災害共済会に適宜資料提出するなど調整に努め、財源確保を図った。概算発注・精算方式による事業費の確定等に伴い、令和3年3月補正予算に確定した事業費及び財源について計上し、所要の調整を行った。</p>	
事業評価		進捗状況に対する評価	A
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
			A:目標を達成できた

今後の取組・課題

使用再開した体育館、多目的広場（グラウンド）等について、市立小・中学校の自然教室で活用していくとともに、スポーツ団体や他自治体移動教室での活用に向けて、指定管理者と連携しながらPR活動を行う。

また、児童・生徒を含む利用者が一層安全安心に施設を利用できるよう、復旧工事の際に老朽化等により改修が必要と判明した多目的広場（グラウンド）外周水路や体育館周辺のフェンス等について、改修工事を行う。

No.13 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

令和2年度事業計画

目標 VII-1

担当課

図書館

事業の背景・目的

時代の変化により多様化する市民ニーズや社会の要請に対応し、図書館が果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にし、図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、平成29年12月に「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を策定した。図書館の基本的な機能の充実と市民が交流する拠点として、めざす図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に基づく点検・評価を実施し、利用者満足度向上に向けて取り組む。

令和2年度の取組について

目標	<p>「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を推進する。</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進 事業の推進、点検及び評価の実施並びに評価結果の公表 																																				
取組状況	<p>1 数値目標に対する点検・評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年度比</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館の利用者数(人)</td> <td>854,353</td> <td>602,715</td> <td>△ 251,638</td> <td>950,000</td> <td>63.44</td> </tr> <tr> <td>図書館の資料数(点)</td> <td>935,877</td> <td>949,594</td> <td>13,717</td> <td>975,000</td> <td>97.39</td> </tr> <tr> <td>貸出点数(点)</td> <td>1,635,422</td> <td>1,371,641</td> <td>△ 263,781</td> <td>1,750,000</td> <td>78.38</td> </tr> <tr> <td>予約点数(点)</td> <td>289,831</td> <td>305,725</td> <td>15,894</td> <td>307,000</td> <td>99.58</td> </tr> <tr> <td>有効登録者数(人)</td> <td>42,770</td> <td>41,883</td> <td>△ 887</td> <td>48,000</td> <td>87.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値目標は（連携館）井の頭コミュニティ・センター図書室及び電子書籍サービスの実績を含む。</p> <p>緊急事態宣言の発令を踏まえ、4～5月は臨時休館を行ったが、6月1日～7月13日にかけて、入館場所を制限しての開館、開架部分の利用再開（滞在30分）、夜間開館の再開など、段階を踏んで通常開館へ移行した。通常開館後も閲覧席を半分に減らし、少人数・短時間での利用を呼び掛ける等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施した。この影響により、利用者数、貸出点数、有効登録者数については前年度比減（それぞれ29.45、15.63、2.07%の減）となった。また、少人数・短時間での利用を要請したことによるWeb予約の増や図書館システム更新時の予約可能点数の増により、予約点数は5.4%の増となった。</p> <p>2 図書館活動に関する点検・評価</p> <p>移動図書館車の巡回ステーションの再編を行い、特別養護老人ホーム「三鷹げんき」敷地内にステーションを新設するとともに、連携館の井の頭コミュニティ・センターに近接し利用数が減少していた「井の頭上水北児童遊園ステーション」と、施設が廃止された「どんぐり山ステーション」を廃止した。</p>		2019年度	2020年度	前年度比	目標値	達成率	図書館の利用者数(人)	854,353	602,715	△ 251,638	950,000	63.44	図書館の資料数(点)	935,877	949,594	13,717	975,000	97.39	貸出点数(点)	1,635,422	1,371,641	△ 263,781	1,750,000	78.38	予約点数(点)	289,831	305,725	15,894	307,000	99.58	有効登録者数(人)	42,770	41,883	△ 887	48,000	87.26
	2019年度	2020年度	前年度比	目標値	達成率																																
図書館の利用者数(人)	854,353	602,715	△ 251,638	950,000	63.44																																
図書館の資料数(点)	935,877	949,594	13,717	975,000	97.39																																
貸出点数(点)	1,635,422	1,371,641	△ 263,781	1,750,000	78.38																																
予約点数(点)	289,831	305,725	15,894	307,000	99.58																																
有効登録者数(人)	42,770	41,883	△ 887	48,000	87.26																																

		<p>「新しい生活様式」に対応した図書館サービスとして、また、閉館・休館時におけるサービスの拡充を図るため、みたか電子書籍サービスを導入した。サービス提供に伴い、電子書籍 1,485 点を調達し、図書館資料の充実を図った。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大状況が予断を許さなかったことから、図書館フェスタなどの利用者を集める形でのイベントは多くが中止になったが、図書館自体は4～5月の臨時休館を除き、感染予防対策を講じながらサービスを継続することができた。</p> <p>「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に基づく令和元年度分の点検・評価結果について、三鷹市立図書館ホームページ上で公開した。また、毎年度末に実施している利用者向けアンケートについて、令和元年度は臨時休館のため未実施だったが、令和2年度は感染予防対策を行いながら実施した。さらに初の試みとして、図書館ホームページ上でもアンケートを実施し、合わせて157件の回答を得ることができた。</p>	
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に 対する評価	B	<p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>
<p>今後の取組・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策を徹底しつつ、図書館サービスを継続する。 ・みたか電子書籍サービスを拡充し、利用者の利便性向上を図る。 ・「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に基づく点検・評価は、実施したアンケートをもとに適切に行い、課題点を洗い出し、新年度の図書館活動を改善するPDC Aサイクル確立に向け、取り組んでいく。 			

No.15 西部図書館のリニューアルとサポーター活動の推進

令和2年度事業計画

目標 VII-3

担当課

図書館

事業の背景・目的

令和元年度の実施設計に基づき、利用者が安全・安心・快適に利用できる図書館として空調設備及びトイレ等の改修を行うとともに、レイアウト等を変更し、リニューアルを実施する。改修工事に伴う休館期間中の令和2年9月から令和3年3月までは、代替サービスとして「大沢天神児童遊園」を巡回ステーションとして、土・日曜日に移動図書館を巡回する。市民との協働による魅力的な図書館活動をめざし、西部図書館サポーターを設立し、サポーターを養成する。

令和2年度の取組について

目標	(1) 利用者がより快適に過ごせる図書館へのリニューアル (2) 移動図書館ひまわり号の巡回による代替サービスの提供 (3) 西部図書館サポーターの設立とサポーターの養成 <目標指標> ・令和3年3月までに改修工事及びレイアウト等の変更を完了	
取組状況	令和元年度の実施設計に基づき、空調設備、トイレ及び照明のLED化などの設備を更新した。また、ティーンズコーナーと学習席の新設及びレイアウトの変更を実施し、令和3（2021）年3月20日にリニューアルオープンし、リニューアルオープン当日から、多くの利用者が来館した。 西部図書館休館中の毎週土曜日及び日曜日に実施した移動図書館車巡回による代替サービスでは、「大沢天神児童遊園」をステーションとし、48日間（1日当たり午前1.5時間、午後2時間の滞在）の巡回で貸出者数2,893人、貸出点数8,161点の利用実績となり、代替サービスとして十分な役割を果たすことができた。 令和元年度に開催したサポーター懇談会を機に、西部図書館サポーターを設立し、リニューアルオープンに向けた開館準備作業を職員とサポーターが協働することで、魅力的な図書館活動に向けた基礎を築いた。	
事業評価	進捗状況に対する評価	A
		A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A
		S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

リニューアルした西部図書館は、図書館サービスの提供に加え、西部図書館サポーターとの協働による魅力的な図書館活動により、市民が集い、学ぶことのできる地域に根付く図書館をめざし、取り組んでいく。

No.16 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度事業計画

—

担当課

各課・館

事業の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染防止対策と児童・生徒の学びの保障の両立を図る。

令和2年度の取組について

取組
状況

令和2年3月2日から5月31日までの期間、小・中学校を臨時休校としたほか、累次の緊急対応方針等に基づき、以下に取り組んだ。

(1) 主に臨時休校期間中（5月31日まで）を対象とした対応

- 真にやむを得ない事情により、家庭で過ごすことが困難な児童・生徒を対象とした校庭等の利用と昼食の提供（4月15日から5月31日までの間のうち26日実施、延べ7,534食提供）を行った。
- 家庭学習を円滑に進めるために各学校で児童・生徒に学習課題等を送付するとともに、学校ホームページに学習課題を掲載した。また、教員による電話相談等を実施した。
- 電話、訪問による児童・生徒の心のケアの充実を図った。
- 児童・生徒が家庭でオンライン学習ができる自律学習応援プログラムの提供を臨時休校期間中の4月から開始し、11月まで運用した。
- 5月11日以降、各学校において分散登校日を設定し、学習進捗状況の確認や健康状況の確認等を行い、教員との交流による心の安定及び自宅における学習意欲の向上を図った。
- 教育活動の再開に向けた準備として、各校において調達が困難な状況（当時）にあったアルコール消毒液や液体石けん、非接触型体温計、教職員用のフェイスシールドやふた付ごみ箱等を教育委員会事務局で一括調達し、各校に配布した。
- 保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助認定者に対して、臨時休業期間中に実施予定であった学校給食費相当額を就学援助費（給食費）として支給した。

(2) 教育活動の再開以降（6月1日から）の取組

- クラス2分割による午前・午後に分かれた分散登校から、段階的に登校日を増やし段階的に教育活動を再開した。
- 全児童・生徒が家庭でオンライン学習ができる環境を整備するため、学校に配備しているタブレット端末やモバイルルータ、東京都から借用したタブレット端末を必要な家庭に11月まで貸与した。

時期	内容
令和2年6月から	学校に配備しているタブレット端末（1,000台）の貸出 東京都からの借用端末（675台）の貸出 モバイルルータ（650台）の貸出
令和2年8月 （2学期）から	学校に配備している端末を授業で利用するため、東京都から新たに貸出を受けた端末1,000台と入替、貸出を継続した。
令和2年11月末	令和2年11月末まで貸出を行い、令和2年12月に借用機器を回収した。

- 各校2名の教育活動支援員を拡充配置し、学校再開後の教育活動を支援した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による家計への負担を軽減するため、1学期中における学校給食費の2分の1の額を公費負担とした。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休業や解雇等により収入状況が急変した世帯が就学援助の対象になるよう要件の緩和を行い、令和2年度末までに69件が支給対象となった。
- 消毒や換気などにより衛生環境を確保するための網戸、空気清浄機、レバー式水道栓や、飛沫防止用のアクリル板の設置など、国及び東京都の補助金を活用しながら、小・中学校における感染症防止対策等が迅速かつ柔軟に対応できるよう支援した。
- 株式会社ジェイコム東京との連携により、三鷹市・武蔵野市の教員による学習動画を作成し、児童・生徒が規則正しい生活ができるよう、8月3日から31日に試行的に放送した。
- 就学時健康診断については、医師会及び各小学校と連携し、受付時間の分散化や来校者の事前の検温を依頼するとともに、予備日については三密を避けるために会場をSUBARU総合スポーツセンターに変更するなど、感染防止対策を行いながら実施した。
- 市長部局と連携し、「家庭内感染防止キャンペーン」として、保育園・幼稚園児、市立小・中学生等に、携帯用の手指消毒液などを添えて、啓発チラシを配布した。

(3) 宿泊を伴う行事における感染症対策等

- 小学校自然教室については、2学期への延期とともに2泊3日に日程を短縮し、学園内2校の合同実施を学校ごとの実施に変更したうえで、バスの借上げ台数の増、一部屋当たりの人数を制限するなど感染防止対策を講じて実施した。
- 中学校自然教室については、1月7日の緊急事態宣言、その後の緊急事態宣言の延長を踏まえ中止とし、キャンセル料等を市が負担した。
- 中学校修学旅行については、令和3年2～3月に延期したが、1月7日の緊急事態宣言、その後の緊急事態宣言の延長を踏まえ中止とし、キャンセル料等を市が負担した。また、代替行事として三鷹の森ジブリ美術館（三鷹市

立アニメーション美術館)の観覧を実施した。

(4) 児童・生徒1人1台タブレット端末等の整備

- 家庭で学ぶことができる環境を確保するとともに、個別最適化された学びを実現するため、令和3年1月から児童・生徒1人1台のタブレット端末を導入した。
- 児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用した効果的指導の推進を図るため、7月に三鷹GIGAスクール構想研究推進事業を立ち上げ、ハイブリッド型学習(オンラインと対面授業を融合した学習形態)や実践事例の研究開発、教員による学習動画の開発や活用方法の研究を実施した。
- 児童・生徒が安全に活用できるよう利用のルールを策定し、学校を通じて保護者に周知するとともに、タブレット端末の利用に関する教員向け悉皆研修を実施した。
- 全市立小・中学校における無線LANのアクセスポイントの増設工事等を実施するとともに、利用の本格化に向けて良好な通信環境を確保するため、インターネット回線の増強整備を実施した。
- 教員や児童・生徒がタブレット端末を円滑に利活用できるよう、東京都の補助制度を活用し、令和3年1月から各学園単位で1名、学校数が多い連雀学園については、2名体制で端末導入支援員を配置した。

(5) 川上郷自然の村の運営支援

- 夏季の団体利用をはじめとする利用者数の減少に加え、緊急事態宣言の発令を踏まえた臨時休業、小学校自然教室の日程短縮や中学校自然教室中止等により、経営への影響が生じていることから、年間を通した収支差額を勘案し減収相当分の補填に係る運営支援交付金を交付することで、指定管理者による施設運営の継続への支援を行った。

(6) 図書館における対応

- 令和2年2月29日から5月31日まで臨時休館(3月16日から27日は縮小して開館)し、6月から段階的に利用を開始した(7月14日から通常開館)。
- リサイクル図書を活用した児童用図書の宅配を実施。幼児向け、低・中学年向け、高学年向けセットを作成、4月21日から5月9日までに計3回募集し、全240セット宅配した。
- 5月21日から6月10日にかけて、「『三鷹文学散歩』発刊30周年記念展示」(その1、その2)、太宰と弟子たち展示資料(その1)をテーマに図書館サイトで紹介した。7月15日からは、太宰と弟子たち展示資料(その2)を公開した。
- 通常各図書館のカウンターで手続きしている音楽のインターネット配信サービスについて、5月1日から6月22日まで、メールで69件の利用IDを発行した。
- 臨時休館前の3月27日までに予約された資料について、電話でのスケジュール調整のうえ、5月13日から31日までの間に、1,724人分2,813点の資料の

うち1,321人分2,300点の資料の引き渡しを行い、残部は再開館後に貸出しを行った。

- 利用者を集めるイベント（図書館フェスタ、南部図書館フェスタ、東部図書館フェスタ、西部図書館さよならフェスタ、大人が楽しむおはなし会、わん！だふる読書体験、音訳技術者講習会等）については中止した。
- 7月14日の通常開館再開以降も、引き続き閲覧席をおよそ半数に減らし、カウンターには飛沫防止フィルムを貼り、窓を開けるなどして換気を行い、なるべく少人数・短時間の利用と、資料利用前後の手洗い・うがいの徹底を利用者に呼びかけつつ、サービス提供を実施した。緊急事態宣言発令のたびにおはなし会やサポーター活動などを中止しつつ、開館を継続した。また、「新しい生活様式」に対応し、代理人による利用登録について暫定的に新たな制度を拡充した。
- 「新しい生活様式」への対応及び図書館の閉館・休館時におけるサービス提供の拡充を図るため、3月25日から「みたか電子書籍サービス」の運用を開始した。

今後の取組・課題

学校における感染症防止対策について

- 国や東京都、三鷹市のガイドラインに基づく感染症対策を再度確認して、感染症対策を一層徹底した上で、教育活動を実施する。
- 小・中学校における感染症対策等を徹底しつつ、児童・生徒の学びを保障するため、国の補助金を活用しながら消毒液等の保健衛生用品を安定的に調達し、「学校の新しい生活様式」に対応した教育活動を支援する。

児童・生徒の学びの保障について

- 今後の感染拡大のリスクを鑑み、日々の教育活動において、オンラインの積極的活用を図り、学びを保障していく。
- 感染予防や感染不安等により登校できない児童・生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- タブレット端末を活用した学校の教育活動例を集約し、各学校の担当教員に周知する研修会を毎月設定する。その活用例を各学校で全教員に伝達し、教員が活用できるようにする。

1人1台学習用タブレット端末の活用について

- 令和2年度に導入した児童・生徒1人1台のタブレット端末の活用を推進する。
児童・生徒数の増に伴う、タブレット端末の増設を行う。各校で利用する大型提示装置用の接続機器やタブレット端末を充電できる環境を整備する。
- 「2019年間カリキュラムを生かした知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実」、「10 I C Tを活用した教育内容の充実」を参照。

川上郷自然の村について

- 施設の効率的な運営について、新型コロナウイルス感染リスク対策の取組を徹底しつ

つ、指定管理者との連携による他自治体移動教室の誘致、積極的な広報活動の実施などにより、利用者の拡大を目指す。

図書館について

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底しつつ、おはなし会やサポーター活動等の再開を行う。
- 引き続き「みたか電子書籍サービス」の拡充を図る。
- 引き続き感染拡大防止策を徹底しつつ、図書館サービスの継続を図る。

第3 学識経験者の知見の活用

令和3年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）」を実施するに当たり、その点検・評価をより有効なものとするため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとし、学識経験者に対し、資料、情報等の提供を行うとともに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」を開催して学識経験者と教育委員会事務局職員との意見交換を行い、点検・評価に関する意見を求めた。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会の開催

(1) 開催日時

令和3年6月2日（水）、3日（木）

午後3時から4時30分まで

(2) 開催場所

オンライン開催（6月2日）

三鷹市教育センター 第一中研修室（6月3日）

(3) 出席者

ア 学識経験者

後藤 彰氏 （日本体育大学スポーツ文化学部教授）（6月2日）

木幡 敬史氏 （嘉悦大学ビジネス創造学部副学部長）（6月3日）

イ 教育委員会事務局

秋山 慎一 （教育部長・調整担当部長）

松永 透 （総合教育政策担当部長・教育政策推進室長事務取扱）

宮崎 治 （総務課長）

田島 康義 （総務課施設・教育センター担当課長）

金木 恵 （学務課長）

香川 稚子 （学務課教育支援担当課長）

長谷川 智也 （指導課長）

星野 正人 （指導課統括指導主事）

大地 好行 （図書館長）

2 点検・評価に関する学識経験者からの意見

令和3年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）」について、2名の学識経験者からご意見を頂いたので、次のとおり、報告する。

後藤 彰氏 （日本体育大学スポーツ文化学部教授）・・・・・・・・ P. 43

木幡 敬史氏 （嘉悦大学ビジネス創造学部副学部長）・・・・・・・・ P. 49

1 はじめに

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に追われる中での事業の推進となり、今まで経験したことのない状況下における事業展開となった。そのような実情を踏まえた上で、「令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）に係る個別評価表」や関係資料等を基に、関係各課の担当者からのヒアリングを通して、点検・評価対象の16事業の評価を次のとおり行った。

2 個別事業の評価

№.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

全国に先駆けて、三鷹市ならではの「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」の取組が、国の法改正を生かして着実に進展していることが伺える。特に、各学園・学校では、個々に学校教育の成果を検証し、改善を絶えず行っているとともに、自律的な学園・学校経営の推進に向けた学校評価・学園評価が計画的に実施されている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の中にあつて様々な活動が制約される中で、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するための、「学校支援者養成講座」等を三鷹ネットワーク大学と連携してオンラインで実施するなどして、研修機能の維持を図っている。このような取組は、新型コロナ禍においても、常に先進的な取組をリードしてきた三鷹市ならではのスピーディーな対応として評価できる。

さらに、スクール・コミュニティ推進員の拡充配置を全7学園対象に実施するとともに、スクール・コミュニティ推進員のリーダー的役割を担う統括スクール・コミュニティ推進員の積極的な活動を支援したことにより、学校と学校支援ボランティアとの調整機能が一層強化されたことも評価できる。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校支援ボランティアの活動実績が大幅に減少していることから、成果に対する評価をBとしているが、統括スクール・コミュニティ推進員を中心に、全学園に配置したスクール・コミュニティ推進員と各学園・学校との一層の連携により、次年度は改善されることを期待している。

№.2 9年間カリキュラムを生かした知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実

三鷹市の小・中一貫教育校においては、9年間の義務教育における連続性と系統性を明確にした学習活動の推進に向けて、小・中一貫カリキュラムの下に知・徳・体の調和のとれた教育が展開されている。そのような中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による臨時休校が実施され、学校再開後における学習活動の在り方が新たな課題となった。その課題の解決を図るために、臨時休校により影響を受けた学習内容について、教育課程の再編成を行うとともに、学習内容の十分な定着に向けた個別指導やICTを活用した指導の充実を図ったことが評価できる。特に、三鷹市立小・中学校教育研究会各教科部会による学校再開後の年間指導計画の作成において学習内容の重点化を図り、学習時間の確保に向けた土曜授業の実施などにより、児童・生徒の学びの保障を図ったことは重要な取組として評価できる。また、ICT活用においては、児童・生徒1人1台の

タブレット端末を活用した取組を展開するとともに、併せて教員への悉皆研修を実施し、その充実を図ったことは、学びの保障の観点からも評価できる取組である。

今後は、児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用し、「主体的・対話的で深い学び」及び三鷹市ならではの「個別最適な学び」の実現に向けた小・中一貫カリキュラム（ICT教育）の推進に期待する。

№.3 適応支援教室の開設と組織的・継続的な支援

長期欠席傾向にある児童・生徒への組織的・計画的な支援は、義務教育段階における重要な取組の一つである。令和元年度に整備し、令和2年度に開設した「適応支援教室（A-Room）」は、その中核となる事業と捉えることができる。

「適応支援教室（A-Room）」の開設によって、長期欠席傾向にある児童・生徒に対して在籍校と連携を図りながら、個に応じた支援を行い、学習機会の保障とともに、自己の進路を主体的に捉え、社会的自立や学校復帰に向けた支援の充実が期待できる。

令和2年度は、小学生8人、中学生45人の合計53人が学習や興味のあることに主体的に向かう、目標や進路を主体的考え、それに向かった行動がとれるようになった等、社会的自立に向けた改善が見られたとのことから、成果として評価できる。

今後とも、長期欠席傾向にある児童・生徒への組織的・計画的な支援に向けて、施設等の環境の整備や一層の組織体制の強化を期待する。

№.4 教育支援の充実と中学校における「校内通級教室」の開設及び切れ目ない継続的支援

個別指導計画・個別の教育支援計画ガイドライン等に基づき、乳幼児・児童・生徒等の一人ひとりのニーズに応じた支援が推進されている。引き続き、確かな行動観察とアセスメントに基づく計画の作成とともに関係機関との一層の連携による支援の充実を期待する。また、令和2年度から、市立中学校全7校に継続した支援と生徒の特性に応じた指導と支援を行う「校内通級教室」が設置され、巡回指導が開始されている。この取組については、継続的な検証等を実施し、必要な改善等を図っていくことが必要ではないかと捉える。また、令和2年度から連携支援コーディネーターが配置され、就学前から学齢期以降まで切れ目ない継続的な支援が実施されている。この連携支援コーディネーターの活躍を一層期待している。

その他、継続的な取り組みの成果として、個別指導計画においては、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導が展開されたこと、個別の教育支援計画では、計画内容の充実とともに、各校の教育支援コーディネーターが、「学習・行動面のチェックシート」等の活用を教員に促し、校内委員会においてその活用を図ったことについて評価できる。

№.5 学校における働き方改革の推進

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、教員一人ひとりが心身の健康保持を図り、誇りとやりがいをもって服務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の維持・向上を図るための施策が展開されている。

その中でも、「副校長業務支援員」を全7学園に配置したことや部活動指導員の拡充を

図ったことは評価できる。また、「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を策定し、教員の意識改革を進める中で、タイムマネジメント力の向上を図ったことも評価できる。しかし、教員の平均時間外在校等時間については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による臨時休校の影響等により、前年度比、小・中学校とも減少になったとのことから、次年度に再度検証を行う必要がある。

No.6 個別最適化された学びの実現に向けた学力等調査の実施及び三鷹教育・子育て研究所の活用

三鷹市独自の取組として、令和2年度から市学力テストを実施し、経年での個人の学力状況の把握とともに、その結果を生かしたきめ細かな指導の実施、更に質問紙調査結果から非認知能力や学習方略などの学力の決定要因を把握し、個別最適化された学びの実現を図ることが示されている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、4月に実施する予定が7月へと延期したとのことであるが、その結果の活用を期待している。

また、特色ある三鷹市の取組として、シンクタンク機能である「三鷹教育・子育て研究所」の活用により、「三鷹のこれからの教育を考える研究会」において、三鷹市のこれからの教育の在り方や具体的な方策の提言などにより、個別最適化された学びの実現が具現化されていくことが期待されている。このような取組は、市民や市長部局とも一体となった教育施策の立案・構築の手法として新たな一歩を踏み出した政策と評価できる。

No.7 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

学校給食の充実と効率的運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託の拡大を推進し、全校委託の実施に向けて検討・決定を行っている。令和2年度には、新たに1校が民間委託実施校となったことから、既委託実施校も含めその実施状況の把握が重要である。また、そのような中で、食育の推進とともに調理施設の設備の充実・改善も必要である。これらの取組を適切に実施していくためには、委託実施校ごとに設置されている「学校給食運営協議会」での継続的な課題把握や改善の在り方等に関する協議・検討が期待される。

No.8 「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と早急な改修工事の実施

学校は児童・生徒が安全で安心して学ぶことのできる場であり、災害時には地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、施設の健全性・劣化状況等の老朽化対策調査結果を基に、「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と早急な改修工事の実施が求められる。

そのため、「三鷹市防災都市づくり方針」を踏まえ、「新都市再生ビジョン（仮称）」に含めて「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定に着手したことが示されている。既に「三鷹市学校施設整備計画」が策定されたことから、今後どのような「学校施設長寿命化計画（仮称）」として示されるのか期待する。

№.9 快適な学校環境の整備

快適な学校環境整備の取組として、学校トイレの洋式化は生活様式の変化とともに、その普及が求められている。三鷹市においては、当初 46.6%であった洋式化率が 58.2%に上昇しているとの結果が示されている。より一層、この普及を迅速に進めていただきたい。また、空調設備については、平成 29 年度において全小・中学校の普通教室及び特別教室への整備率が 100%になったことが示されている。今後は、老朽化した空調設備の改修に取り組むとのことであるが、災害時に避難所となる体育館への空調設備の設置も迅速に進めていく必要があり、次年度への取組に期待するところである。

№.10 ICT を活用した教育内容の充実

ICT を活用した教育活動の充実は、児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末の活用に伴い、その活用を指導する教員への研修等の充実が欠かせない。既に、ICT 活用推進モデル校の取組や学識経験者等による ICT 活用支援、授業研究等により、教育内容の充実が図られていることは評価ができる。また、小学校においては、プログラミング教育の推進が求められており、タブレット端末を活用したプログラミング教材の導入がなされていることから、他地区に先駆けて取組を推進していることが評価できる。

今後は、個別最適化に向けた ICT 活用が求められていくことから、一層の環境整備や教材開発に期待している。

№.11 児童・生徒数の増減への適切な対応

令和 2 年度から適用された通学区域の変更については、事前のきめ細かな周知を図ったため、円滑に運用されているとのことであり、児童・生徒数及び学級数の将来推計に基づく対応として評価できるものである。また、今後は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正され、小学校における 35 人学級編制が段階的に移行することから、このことを踏まえた対応について、庁内関係各課と連携した上で適切な対応等が求められる。今回の通学区域変更の取組を生かし、児童・生徒数の増減に伴う適正な学習環境が確保できることを期待している。

№.12 川上郷自然の村の災害復旧対策事業の実施

市立小・中学校の自然教室を実施する校外学習施設として、また市民のレクリエーション施設や各種団体の学習施設として利用されてきた本施設が、令和元年 10 月の台風第 19 号により、体育館及び多目的広場（グラウンド）等が浸水し、土砂流入等によって被害を被ったため、迅速かつ効率的な復旧が必要とされていた。

令和 2 年度に財源等の確保を図り、11 月に体育館、12 月に多目的広場（グラウンド）等の復旧工事が完了し、令和 3 年 1 月 1 日から使用を再開できたことは評価できる。今後は、今まで以上の活用の推進を期待している。

№.13 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の中、4 月から 5 月は臨時休館となるなどの状況下において、図書館の利用者数、貸出点数、有効登録者数は、前年度比減とのこと

であったが、Web 等での予約点数が 5.4%の増となったことを評価したい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の中ではあるが、新たな図書館サービスの見直しに着手するチャンスでもある。また電子書籍サービスの導入などもその一歩であると捉えることができる。

また、「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に基づく令和 2 年度分の点検・評価結果についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における新たな図書館サービスの在り方のヒントが見付かる可能性もあり、その結果等を積極的に次年度の取組に反映していくことを期待している。

No.14 図書館システムの更新

令和 2 年 9 月から新システムの稼働が始まったとのことであり、利用者の利便性がどのように高まったのか、また、セキュリティの向上によって図書館システムの安全性もどこまで高まったのかを適切に検証していく必要がある。今後は、新システムに関する利用者の意見や要望等を十分に聞き取り、より良いサービスの提供と市民満足度の一層の向上に期待する。

No.15 西部図書館のリニューアルとサポーター活動の推進

令和 3 年 3 月にリニューアルオープンした西部図書館は、空調設備、トイレや照明等の設備だけでなく、ティーンズコーナーと学習席の新設やより利用者が利用しやすいようレイアウトの変更を実施するなどして市民の期待に応える施設となり評価できる。また、リニューアルオープンに向けた開館準備等を職員と西部図書館サポーターが協働で行ったことは、地域に根ざした図書館としての機能を高めることにもつながることと評価する。

No.16 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、今まで経験したことのない状況の中で、学校教育の質や社会教育のサービス、生涯学習環境等の維持・管理は、行政組織全ての機能の結集と連携、そして職員一人ひとりの奉仕者としての自覚と責任のもとで取り組まれてきたことに敬意を表し、評価をさせていただく。

既に関係する各事業の中でも記述してきたが、学校における感染症対策や児童・生徒の学びの保障、川上郷自然の村への運営支援、図書館等における対応など、だれもが想定していない状況下において、通常業務に加えての対応に追われた令和 2 年度であり、その成果については、三鷹市教育委員会の英知の結集であることを記しておきたい。

3 総評

評価対象の 16 の事業の内、令和 2 年度の事業計画に位置付けのない「No.16 新型コロナウイルス感染症への対応」を除いて、「進捗状況に対する評価」については、全てが「A」評価、また、「成果に対する評価」については、「No.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展」と「No.13 三鷹市立図書館の基本的運営方針の推進」が「B」評価となっており、それ以外は全て「A」評価となっている。

このような結果については、関係各課の担当者に対し、その要因や取組状況、また取組状況から見えてくる課題等に関して質疑等を行い、事業の背景・目的や令和2年度の目標等に向けた事業の進捗状況並びに成果に対する評価として、いずれも妥当であると捉えている。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に追われた年度でもあり、このような緊急時における事業評価の在り方を今後どのようにしていくかも新たな検討課題の一つとして考えられる。

以上

後藤 彰氏 略歴

日本体育大学スポーツ文化学部教授。専門は教育政策、教員養成、体育科教育法。日本体育大学卒業。東京都教育庁指導部等の指導主事、青梅市教育委員会教育政策担当主幹、三鷹市教育委員会指導室長、東京都教育庁総務部教育政策担当課長及び指導部教育計画担当課長を経て現職。この間、東京都教員育成協議会委員、川崎市教員等協議会委員などを務めるほか、三鷹市においても、三鷹ネットワーク大学推進機構の講師や三鷹教育・子育て研究所内に設置された「三鷹のこれからの教育を考える研究会」で座長を務め、多数の自治体の教育行政に携わっている。

はじめに

本意見書は「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る個別評価表」と、令和3年6月3日に実施された有識者懇談会における内容説明と意見交換に基づき、意見を述べるものである。

1. コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールが機能するためには、①学校・家庭・地域における人財の存在を認知し、②相互に課題を共有し、③解決・改善に向けて実行し、④成果を実感し、積み残された案件を今後引き継ぐことである。

CS会長・副会長連絡会、学園長とCS会長・副会長との合同連絡会が定期的実施され、相互に成果と課題の検証を行うことは、今後も継続し、実効性の向上を期待する。

ボランティア登録者が増加する一方で、コロナ禍による事業減によって参加者も減少となった。今後、対面を前提とした慣例行事や会合は、その実施方法を再検討せざるを得ない状況にある。コロナ禍で対面による会議開催が困難となる状況においても、各学園でオンラインでの会合が実施できる環境を整備したことは、十分な評価に値する。従来、対面での会合に参加できなかった保護者や地域・企業の参加の障壁を下げたことから、今後はオンラインに特化した委員やボランティア等の可能性も高まっていると考えられる。

学園の広報面では、各学園での創意工夫が評価できるものの、広報活動やカレンダー等の制作面での効果と負担感について検証が必要であると思われる。

6つの取組目標はそれぞれこれまでの継続の取組を踏まえて計画どおりに実施され、一定の効果を上げていると評価できる。市立小学校卒業者の市内中学校への進学者数割合がこの2年間で3%増加し80.4%となったことは、三鷹市の中学校に対する期待値が高い状態で推移している表れである。

三鷹市は全国のCS導入自治体から「お手本」とされる自治体である。先導自治体として、「三鷹教育フォーラム2021」や「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」の全国大会を実施することは、多大なる苦勞が存在することは想像に難くない。しかし、コロナ禍後の日本の学校教育にとって重要な節目となる場となることを期待している。

2. 9年間カリキュラムを生かした知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実

三鷹市のメリットは、学校の教育内容に関わる指導主事の体制が充実している点にある。各学園、校長の裁量では実現できない課題について指導主事が担う役割と責務は大きい。三鷹市が目指す小・中一貫カリキュラムの推進と、国による新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」を授業として具現化するためには、個別の教員の自助努力には限界があり、指導主事が組織的に関わる必要性が高まっている。こうした中、指導課による訪問指導・教員研修を全学園で実施したことは高く評価できる。一方、結果として訪問指導や研修の効果が上がっているか、検証が必要である。

改善に関する指摘としては、本項目(No. 2)が目指す内容が非常に大きな概念であり、構造的に整理・分類されていない。個別の評価としては対象範囲が多面的で、総合的な判断が難しくなっている。他の項目との整合性を図り、評価検証が可能な内容とすることを提案する。

3. 適応支援教室の開設と組織的・継続的な支援

本事業は、不登校など長期欠席傾向にある子どもに対する支援策として、令和2年度より事業実施が実現したものである。令和2年度に設定された目標と取組状況は十分なものであると判断できる。支援を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーとも連携した組織的な取組みが実行されている。今後、適応支援教室で得られた指導及び体制からの知見が組織全体に共有されることによって、通常学級の指導改善にも効果があると考えられる。実際に、私が勤務する大学では、聴覚障害者に対する情報保障を推進するため、「ゆっくりわかりやすく話す」ことや「必要な情報を文字化する」ことによって、障害のない学生にとっても理解が高まる効果が得られた。適応支援教室に閉じた取組にならないよう期待する。

4. 教育支援の充実と中学校における「校内通級教室」の開設及び切れ目ない継続的支援

平成31年3月の「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」及び「三鷹市教育支援プラン2022(第2次改定)」に基づいた事業執行である。平成30年度までにすべての小学校で校内通級教室による巡回指導を開始し、また、小・中一貫した児童・生徒の特性に応じた支援を継続的に行うため、令和2年度から中学校においても校内通級教室による巡回指導が開始され、支援体制が構築されていると評価できる。一方で、問題を抱えている子どものための支援に限らず、一人ひとりがコーチングのメリットを享受できる体制が今後整備されることを検討されたい。

「0歳からの教育支援」については、フィンランドのネウボラを参考にした取組が日本の自治体において見られる。平成29年、厚生労働省による「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」に示された内容についても、事業執行上検討が必要であると思われる。

5. 学校における働き方改革の推進

本事業の目標指標としては達成できたと評価できる。部活動指導員の充実と副校長業務支援員の配置については、その質と成果について検証可能な場を設定するべきである。

また、アフターコロナの行事のあり方については、三鷹市が一定の基準を示すことによって、教育効果の向上とコスト減を実現する必要があると考える。

6. 個別最適化された学びの実現に向けた学力等調査の実施及び三鷹教育・子育て研究所の活用

学力調査の実施にあたり、対象教科が限定されていることから、その目的と活用方法

についてより具体的な情報提供が求められる。経年把握については、時系列データを用いた点数の変化の可視化はできるが、その背景にある複合要因を判断・評価することは極めて困難な作業を伴う。分析するコストと目指す成果について慎重に判断すべきである。

なお、事業 No.6 として、「学力等調査の実施」と「三鷹教育・子育て研究所の活用」は同一事業としては評価しにくい。

7. 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

給食調理業務の委託実施校については、「学校給食運営協議会」において業務が良好に運営されている状況が確認され、また、課題の把握と改善に向けた取組が行われている。今後、同協議会が主体となり、給食の充実と運営の安定化が実現することを期待する。

市内産の野菜については、食育の視点もふまえ、子どもたちが自分たちのふるさとを学ぶ機会が充実することを期待する。

8. 「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と早急な改修工事の実施

学校施設の長寿命化、耐震化は当初の事業目標の通り、着実に推進している。今後の工事については、国や東京都の補助制度のもと、計画に従って全校に対応することが求められる。市長の方針として、高い防災機能を有する強靱なまちづくりが掲げられている。学校は地域コミュニティの核であり、災害時の避難所、支援拠点となることから、令和4年度の「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定に向けて施設設備の安全確保が徹底できることを望む。

9. 快適な学校環境の整備

学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化、空調設備の更新等、子どもたちが学校で快適に学習するための環境整備が順次進められている。一方で、災害があってもすぐに立ち直ることができるレジリエントな学校環境を実現するために、「分散型熱源」の整備は重要事項である。

10. ICT を活用した教育内容の充実

令和2年度中に、児童・生徒1人1台のタブレット端末が整備されたことは大きな成果と言える。この情報環境整備を基盤として、ICTを活用した指導が可能になるが、実効性向上のためには、①効果的な活用方法の研修と②ICT支援員（コーディネーター）の存在が重要である。

今後、ネットワーク・ハードウェア整備とともに学習コンテンツの整備も平行して推進する必要があるが、教材パッケージの導入にあたっては、教員の共通理解の下、適正に業者を選択する必要がある。

児童・生徒が1人1台タブレットを持ち、各家庭から利用するにあたり、通信料負担のあり方について議論を深める必要がある。

11. 児童・生徒数の増減への適切な対応

本事業については児童・生徒数の現状の変化に伴って継続的に対応する事業と認識している。国内の年少人口が減少する中、三鷹市では年少人口が増加傾向にあるが、市内での地域差も発生している。施設面からの学校の収容定員の制約を踏まえ、子どもの数に応じた変更はやむを得ないと考えられる。令和2年度から適用された通学区域の変更に伴う保護者や地域への説明等については丁寧な説明がされ、大きな混乱はなかったと判断できる。

12. 川上郷自然の村の災害復旧対策事業の実施

令和元年10月の台風第19号による土砂災害によって、川上郷自然の村の体育館及び多目的広場が浸水被害を受けたことによる復旧工事である。財源については補助金及び災害共済金による補助によって3/4が充当された。また、災害発生源である背面山地上層部において、長野県による今後の災害発生を防ぐための工事も実施されたと説明を受けている。自然災害は、時期や規模を事前に予測することには限界があるため、今後も同様な事象が発生した場合に備え、予算等の措置を継続することが必要である。

13. 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

図書館を市民が交流する拠点として捉え、人と本と情報がつながる図書館を目指す試み、さらに、図書館サポーターの試みは、三鷹らしい先進的な取組である。地域の子どもたちにとって、学校以外の居場所に選択肢を創り、地域の図書館がその一つになることは望ましい図書館像である。三鷹市はすべての学校図書館に司書が配置されている先進的な自治体である。子どもたちの学習に図書館が果たす役割は非常に大きい。子どもたちが知識と出会う場を積極的に創ることが今後の図書館の役割となる。また、地域の知の交流の場としての図書館に大きな期待をしている。市民の多様な知的活動の場を公共スペースとして提供することも今後の図書館の役割である。

令和2年度はコロナ禍によって図書館開館は大きな制約を受けたが、専門家の知見の下で開館ルールを見直し、感染対策を十分に徹底した上で、積極的な利用を促進することを期待する。

14. 図書館システムの更新

図書館システムの更新にあたり、事業目標は適切に達成できたと評価できる。また、三鷹市立図書館のウェブサイト及び検索システムは見やすく利便性が高いものと評価できる。

15. 西部図書館のリニューアルとサポーター活動の推進

西部図書館のリニューアルによって快適な環境が実現できていると評価できる。また、コロナ禍によって移動が制限される中、移動図書館車の巡回が高い実績をあげたことは十分な成果といえる。こうした取組が図書館サポーターによっても支えられていることは、三鷹の市民力の高さが伺える。

16. 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度は、年間を通してコロナ禍によるイレギュラーな事案に対応した1年であった。多様な制約がある中、臨時休校期間中（5月31日まで）の対応及び教育活動の再開以降（6月1日から）の対応について、未知の感染症に対してその時点でベストと考えられる取組が実行されたと評価できる。本事業の取組として多くの実績があるが、家庭からのインターネット接続を保障するため、タブレット端末及びモバイルルータの貸し出しを実行した点は適切であったと言える。

授業時間が十分にとれなかったことは世界的な課題であるが、今後ICT等を活用して補足的な時間を可能な限り設けていくことも重要である。今後、国や東京都、三鷹市の感染症対策ガイドラインに基づき、教育活動が再開されることを望む。

なお、アフターコロナの学校は、コロナ前に戻るのではなく、今後の教育の在り方をデザインしながら三鷹市民が主体的・対話的に創り上げるものとする。

【総評】

三鷹市教育委員会による「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）に係る個別評価」は適切に実施されていると判断できる。

今年度の16の事業区分については、区分によって概念レベルが異なるものがある。次年度に向けて、事業区分を精査することで、成果と課題を明確に伝えることができると考える。

以上

木幡 敬史氏 略歴

嘉悦大学ビジネス創造学部副学部長。博士（政策・メディア）。専門は教育政策、評価情報デザイン等。慶應義塾大学大学院博士課程修了。2003年から千葉商科大学非常勤講師、慶應義塾大学大学院COE研究員（RA）、嘉悦大学准教授、教授を経て、現職。慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授を兼務。この間、北海道浦幌町、岩手県大槌町のコミュニティ・スクールの運営に関して助言を行うほか、三鷹市においても三鷹中央学園コミュニティ・スクール委員会委員、また各学園の学園評価に関する研修講師を務めるなど、多数の自治体のコミュニティ・スクール運営及び評価・検証に携わっている。

令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和2年度分）報告書

令和3年7月発行

発行：三鷹市教育委員会

編集：三鷹市教育委員会事務局教育部総務課

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目11番7号

TEL：0422-45-1151 内線3214